

府営公園におけるイベント等の考え方について

1. 目的及び経緯

府営公園は、レクリエーションや憩い、安らぎ、様々なイベントやコミュニティ活動などの場として、広く活用されている。近年、府民のライフスタイルの多様化など、府営公園を取り巻く環境が変化中、より質の高いサービスの提供に向け、民間の知恵とノウハウ、活力をより積極的に導入していく視点が必要である。

そこで、これまでにない新たな魅力づくりを進めていくため、「原則、営利を目的としないもの」に限っていたイベント等の開催条件を緩和することとし、平成29年度から適用することとしている。

適用にあたり府営公園でイベントを行う際の基本的な考え方、及び持込み事業※1の許可に際して考慮すべき事項の整理を行うものである。

※1 持込み事業とは、公園管理者及び指定管理者以外が実施する事業をいう。

2. 基本方針

◆ 府営公園で実施するイベント等については、国の動向※2も踏まえ、府営公園のポテンシャルを最大限発揮し、公園の活性化や利用者サービスの向上を図るため、可能な限り規制を緩和した上で、次の事項を考慮するものとする。

＜許可の可否判断に際して考慮すべき事項＞

○ 公園の通常利用への配慮

- ・ 通常利用に著しい支障が生じないように、事前に土木事務所と指定管理者との間で協議・合意形成を図ること。

(例)大規模イベントの開催については、受入回数を制限するなど調整

○ 公園毎の特性を踏まえ、一般的な許可基準に加えて新たな考え方を設定

- ・ 「柔軟な規制緩和」と「適切な規制・誘導」をバランスよく実施すること。
- (例)・エリア分け、時期による棲み分けを公園毎に設定
 - ・ 各公園マネジメントプランにおける、目標像の実現にも寄与すると判断できる催しを優先

【参考】物品販売の取扱い

- ・ 府営公園内で物品販売を行える者は、以下のとおりとすること。

＜府営公園内における物品販売＞

物品販売のみを行える者は、次に限定

- 1) 府が公募により決定した者(自動販売機や売店の設置者など)
- 2) 指定管理者(公募により公園の包括管理(物販を含む)の提案を求め決定した者)及びその外注先
- 3) 指定管理者が公募により決定したものの

催しに伴う物品販売を行える者は、次に限定

- 1) 当該催しの許可対象者

3. 許可の可否判断の考え方

◆ 「法・条例との整合」や「土木事務所と指定管理者間での協議・調整」に加え、「公園毎の状況を踏まえた判断の考え方」を作成し、許可の可否を判断する。

＜都市公園法、条例との整合＞

- ・ 公衆の都市公園の利用への支障、近隣住民への著しい迷惑などを考慮すること。

＜土木事務所と指定管理者間での協議・調整＞

- ・ 指定管理者が行う通常の公園管理・運営への影響の度合いなどを考慮。
- ・ 大規模イベントや繁忙期の催しは、事前調整に必要な期間を提示。

＜公園毎の状況＞

○ エリア分け

【例えば・・・】

- ・ エントランス広場は、賑わいを促進するエリアとして活用を促進するなど。
- ・ 樹林地の散策路は、静けさを楽しむエリアとして通常利用への配慮が必要とするなど。

○ 時期による棲み分け

【例えば・・・】

- ・ 繁忙期は過密で通常利用に支障をきたすため、通常利用への配慮が不可欠であるが、閑散期や閉鎖期間中のプールなどは利用頻度が低い又は未利用の状態であるため、安全面に配慮しつつ活用を促進するなど。

※なお、指定管理者が実施するイベント等は許可対象外となるが、上記内容については留意しなければならない

4. 許可の可否判断の流れ

① 企画書の提出

- ・ 申請者から、府が作成した共通フォーマットに基づく企画書を求める。

② 許可の可否の判断

- ・ 府が作成したチェックリスト(共通フォーマットと連動)に基づき、土木事務所と指定管理者間で協議の上、許可の可否を判断

※2「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ(国土交通省)

新たなステージで重視すべき観点
 ・ストック効果をより高める ・民との連携を加速する ・都市公園を一層柔軟に使いこなす